

## 国が実施する発がん性試験について

国が実施する発がん性試験は、労働安全衛生法第 57 条の 5 に基づき、化学物質による労働者の健康障害防止のための国の援助等として実施されている。

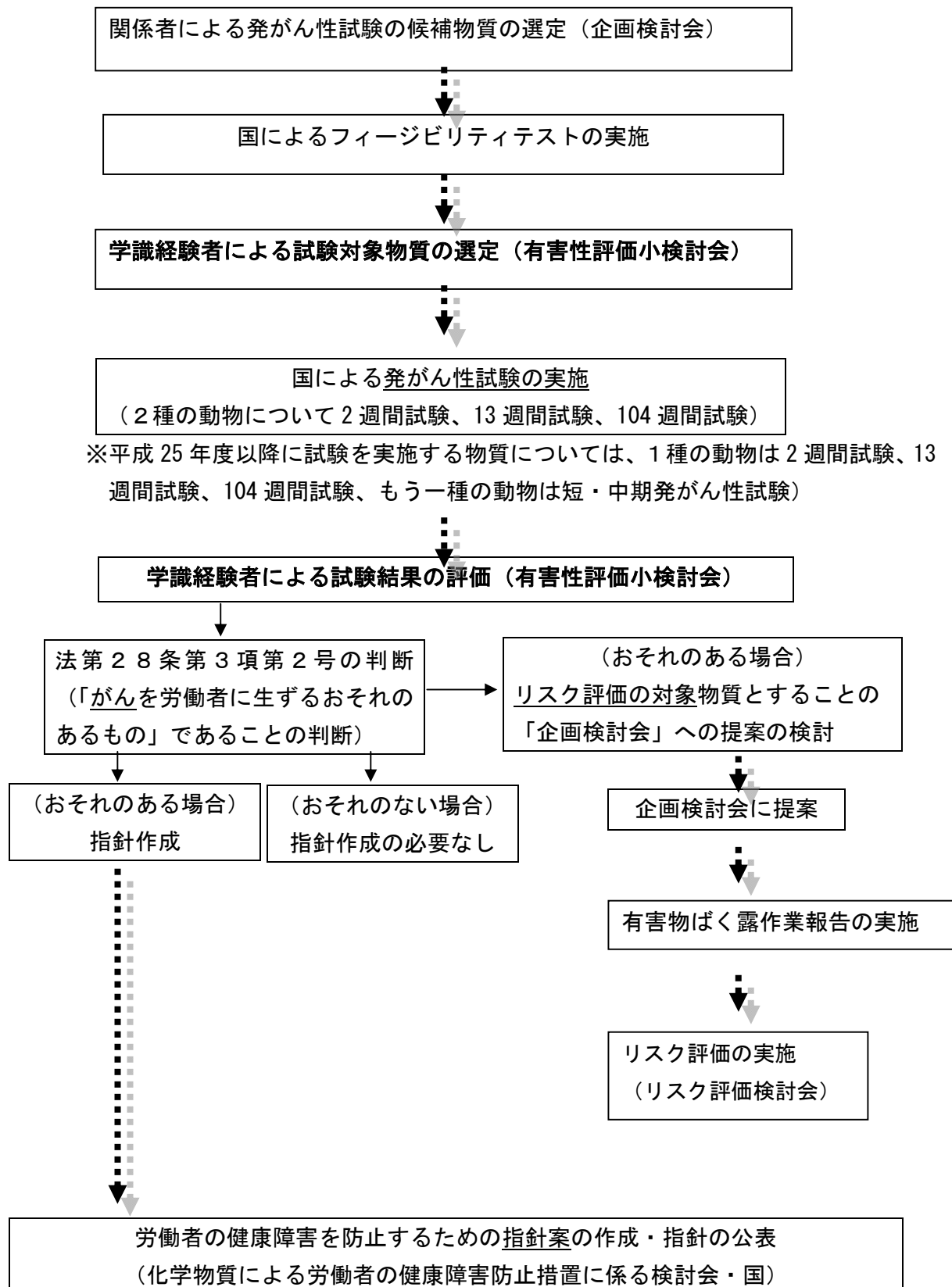
当該試験の結果、対象化学物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」とであると判断される場合には、厚生労働大臣が当該化学物質を製造し、又は取扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表する（法第 28 条第 3 項）とともに、当該化学物質を取り扱う労働者のリスクを評価し、必要に応じて規制等を行うこととなっている。

発がん性試験の実施にかかるスキームは、発がん性試験を開始する前に、発がん性試験の実施の可能性を判断するフィージビリティテストを実施。これを踏まえて、試験が可能となった物質の中から、吸入試験について毎年度、1 物質を選び試験に着手する（別紙 1、別紙 2）。

試験については、試験対象物質の用量を決定する 2 週間試験、13 週間試験を実施した上で、104 週間の発がん性試験を実施しており、フィージビリティテスト着手後、試験結果の公表までには 5 年程度を要し、これまでの試験の実績及び実施中の物質は別紙 3 のとおりである。

有害性評価小検討会においては、（1）フィージビリティテストの結果等に基づき、技術的観点から、次年度において発がん性試験に着手する物質の選定を行うとともに、（2）既にかん原性試験の終了したものについて試験結果の評価を行うものである。

発がん性試験の対象物質の選定から行政対応までのフロー図（1）  
 （平成 26 年度までに 2 週間試験を着手する物質の場合）



発がん性試験の対象物質の選定から行政対応までのフロー図（2）  
（平成 25 年度以降に中期発がん性試験を実施する物質の場合）

